

1 目的

玉里小学校，玉里北小学校，玉里東小学校と玉里中学校は，義務教育学校課程の9年間の教育を一貫して行う新たな学校として平成33年4月に開校します。

新しい学校にふさわしく，親しみやすい校名を制定するため，名称を募集します。

2 募集期間

平成30年7月20日（金）～平成30年8月31日（金）（郵送の場合は当日消印有効）

3 募集対象（応募資格）

- (1) 玉里中学校区の児童・生徒及び保護者
- (2) 玉里中学校区に在住の方
- (3) 玉里小学校・玉里北小学校，玉里東小学校，玉里中学校の卒業生の方

4 応募条件

- (1) 漢字またはひらがなを使用する。
- (2) 1人につき1点の応募とする。

5 募集方法

- (1) 市ホームページへの掲載及び各世帯に応募用紙を兼ねた「準備委員会だより」を配布。
- (2) 学校を通じて，小・中学校の児童・生徒に応募用紙を配布。
- (3) 応募用紙・応募箱を市役所玉里総合支所，生涯学習センターコスモス，玉里B&G海洋センターに備え置く。

6 応募方法

所定の応募用紙及び任意の応募用紙に以下のことを記入し，応募箱に投函するか，郵送またはファックスにて応募する。

- (1) 新しい学校の校名（漢字の場合，ふりがなも記載）
- (2) 校名の理由（イメージや新しい学校への想い，願いなど）
- (3) 応募者の住所，氏名，応募資格

7 応募先

- (1) 応募用紙の提出先（応募箱の設置場所）

市役所玉里総合支所，生涯学習センターコスモス，玉里B&G海洋センター

- (2) 郵送・ファックスの場合（問い合わせ先）

〒311-3492 小美玉市小川4-11

小美玉市教育委員会 施設整備課 学校づくり推進係 宛

TEL : 0299-48-1111 FAX : 0299-58-4526

8 校名案の選定方法

応募数の多いものを校名案として決定するのではなく、寄せられた校名案を参考に、準備委員会で校名候補を選定し、教育委員会に報告する。

9 権利の帰属

決定した校名に関する一切の権利は、小美玉市教育委員会に帰属する。

10 新しい校名の発表

市議会での議決を経た後、速やかに広報誌及び市ホームページに掲載する。